

産業環境委員会陳情説明資料

令和 6 年 7 月 1 日

件 名	頁
(1) 5 受理番号 7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情 	2
(2) 5 受理番号 4 6 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情 	6

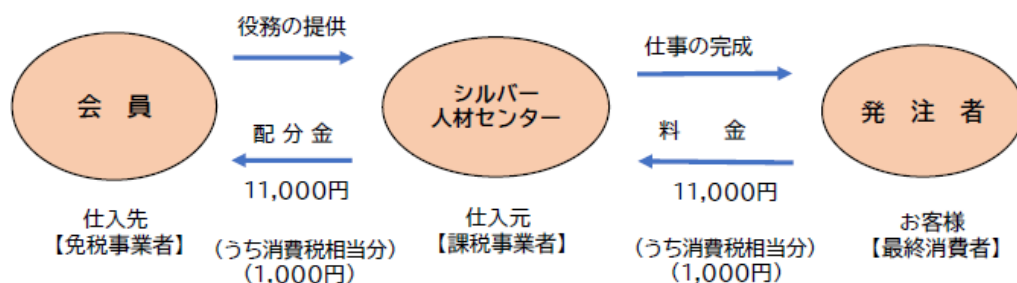
(産業経済部)

件 名	5 受理番号 7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情										
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課、公益社団法人足立区シルバー人材センター										
陳情の要旨	1 インボイス制度導入に際して、足立区からシルバー人材センターに対して業務を委託する場合、委託費に消費税分の上乗せをすることを求めます。 2 シルバー人材センターの会員への支払いが消費税分減額されることのないように足立区としてシルバー人材センターへの援助を求めます。										
陳情者等	請願文書表のとおり										
内容及び経過	1 インボイス制度の概要 (1) インボイス（適格請求書、以下インボイス）とは 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書（軽減税率の対象費目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）を記載した請求書）」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。 インボイスを発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られる。 「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し、登録を受ける必要がある。 (2) インボイス制度の内容 消費税の仕入税額控除の方式で、課税事業者（課税売上高が1,000万円を超える事業者等）が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる。 ア 売手側 売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）からインボイスを求められたときは、交付しなければならない。インボイスの交付には、インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある。 イ 買手側 買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要がある。 (3) 開始時期 令和5年10月1日（経過措置あり） (4) インボイスの発行ができない免税事業者との取り引きに関する経過措置 <table border="1"> <tr> <td>第1期</td><td>令和5年10月1日から 令和8年9月30日</td><td>仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可</td></tr> <tr> <td>第2期</td><td>令和8年10月1日から 令和11年9月30日</td><td>仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可</td></tr> <tr> <td>第3期</td><td>令和11年10月1日から</td><td>仕入税額控除不可</td></tr> </table>		第1期	令和5年10月1日から 令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可	第2期	令和8年10月1日から 令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可	第3期	令和11年10月1日から	仕入税額控除不可
第1期	令和5年10月1日から 令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可									
第2期	令和8年10月1日から 令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可									
第3期	令和11年10月1日から	仕入税額控除不可									

2 足立区シルバー人材センターにおける従来制度とインボイス制度開始後の資金の流れ

(1) インボイス制度開始前のお金の流れ

従来制度では、取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、すべての取引引きにおいて仕入税額控除が認められている。



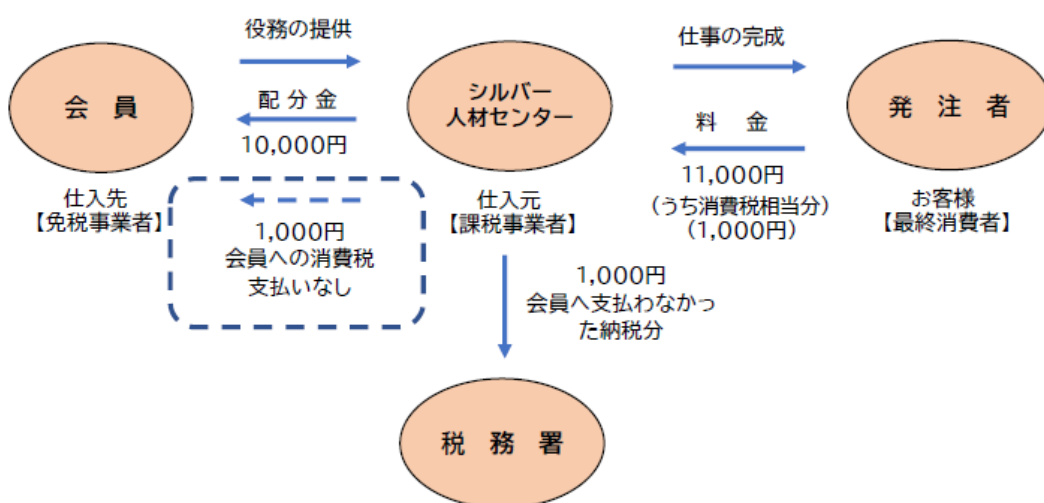
シルバー人材センターの会員は免税事業者であることから、シルバー人材センターから会員に支払う配分金に係る消費税については、納税する必要はない。

(2) インボイス制度開始後のお金の流れ

インボイス制度開始後は、インボイスを介在した取引のみ仕入税額控除が認められている。

免税事業者であるシルバー人材センターの会員は、インボイスを発行することができないため、シルバー人材センターは仕入税額控除が行えず、「従来」例の場合、新たに消費税相当分1,000円を納税する必要がある。

シルバー人材センターは、インボイス制度開始前まで会員へ支払っていた消費税を制度開始後は会員に支払うことはせず、以下のとおり税務署に納税している。



3 インボイス制度開始に伴う足立区シルバー人材センターへの影響

(1) 事務局への影響

- ア インボイス制度開始後の令和5年度消費税納税額（決算額）は、
12,248,100円（令和5年10月1日～令和6年3月31日）となる。
- イ 令和5年度決算額で算出した場合の、経過措置終了後の年間納税額は約1億1千万円になる。

	税抜き支払 配分金（円）	仕入税額相当額 （円）	仕入控 除割合	仕入税額 控除額（円）	センター 納税額（円）
	①	②=①×10%	③	④=②×③	⑤=②-④
従来制度 ～令和5年 9月30日	1,108,042,088	110,804,209	100%	110,804,209	0
第1期 令和5年 10月1日 ～ 令和8年9 月30日	1,108,042,088	110,804,209	80%	88,643,367	22,160,537
第2期 令和8年 10月1日 ～ 令和11年 9月30日	1,108,042,088	110,804,209	50%	55,402,105	55,402,104
【経過措 置終了】 第3期 令和11年 10月1日 ～	1,108,042,088	110,804,209	0%	0	<u>110,804,209</u>

- ウ シルバー人材センターの会員もインボイス発行事業者の登録は可能であることから、免税事業者と混在してしまう恐れがある。

(2) 会員への影響

- ア シルバー人材センターの会員の配分金が消費税分だけ減少する。

【制度開始前後の会員1人あたり配分金の試算例】

	税抜き支払配分金 （円／月額）	仕入控除割合	支払消費税 （円）	支払配分金総額 （円）
	①	②	③=①×②×10%	④=①+③
従来制度	38,371	100%	3,837	42,208
第1期	38,371	80%	3,070	41,441
第2期	38,371	50%	1,919	40,290
第3期	38,371	0%	0	38,371

4 現在の状況

(1) これまでの足立区の対応

ア 令和5年度から、最低賃金の上昇にあわせ、あだち広報や「公社ニュース トキメキ」にかかる配布業務等の会員配布単価を約1.2倍とした。

イ 令和5年度から、事務費を5%から6%にアップし、外部講師による技能向上研修や接遇研修等を実施している。研修等を実施したことで、会員のスキルアップやサービスの向上につながり、価格交渉による単価アップや受注件数の増加、受託費の増加につなげている。

(2) 近隣区のシルバー人材センターの対応状況

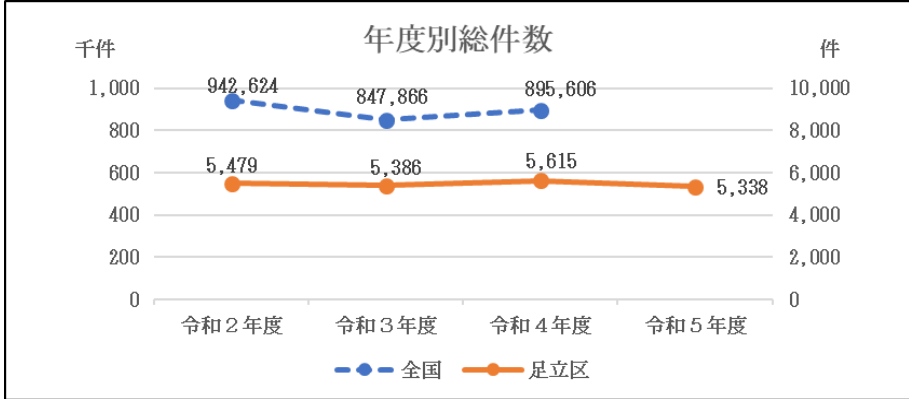
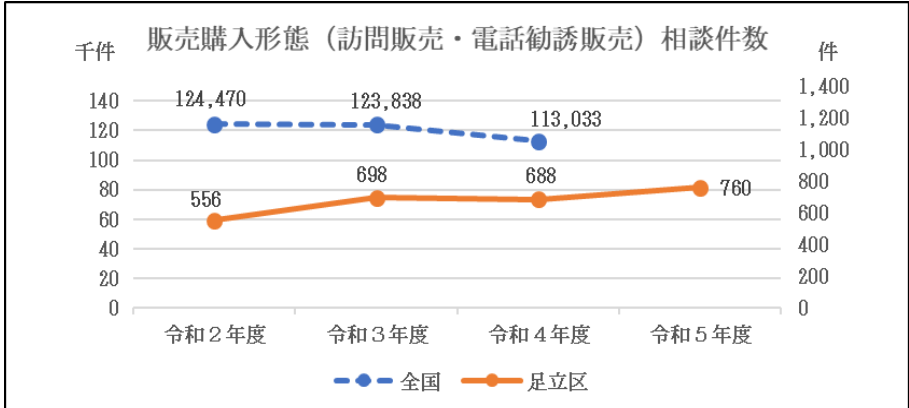
(令和6年5月15日現在)

	インボイス導入を受けての対応内容	開始時期
A区	① 事務費を段階的に引き上げ。 令和5年度は1%、令和6年度は2%引き上げ。 ② 会員の報酬単価を引き上げ。	令和5年10月
B区	① 事務費を段階的に引き上げ。 令和5年度は3%(うち1%は特定費用準備資金積み立て)、令和8年度は2%、令和11年度は2%、令和14年度は3%引き上げ予定。	令和5年10月
C区	① 経過措置第1期のセンター負担分の20%を契約金額に上乗せ。	令和5年4月
D区	① 事務費を引き上げ。 ② 特定費用準備資金に積み立てて対応。	令和5年4月

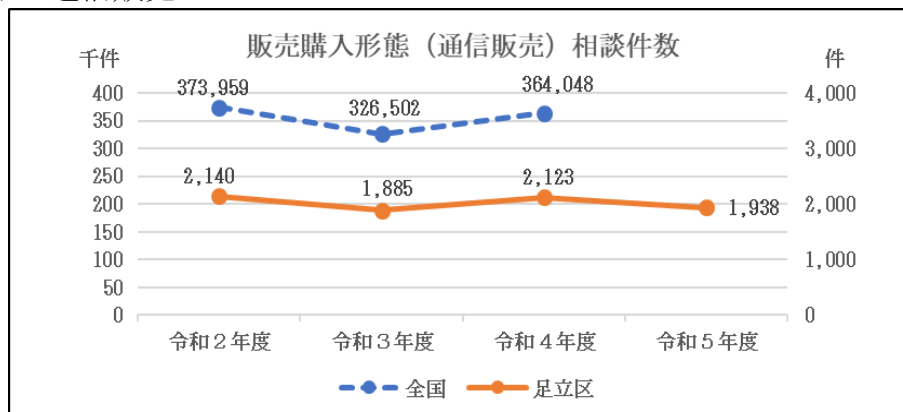
(3) 今後の対応等

ア シルバー人材センターのみ消費税分の補填を行うことは、区内企業や他の団体との公平性を欠くことになることから、行わない。

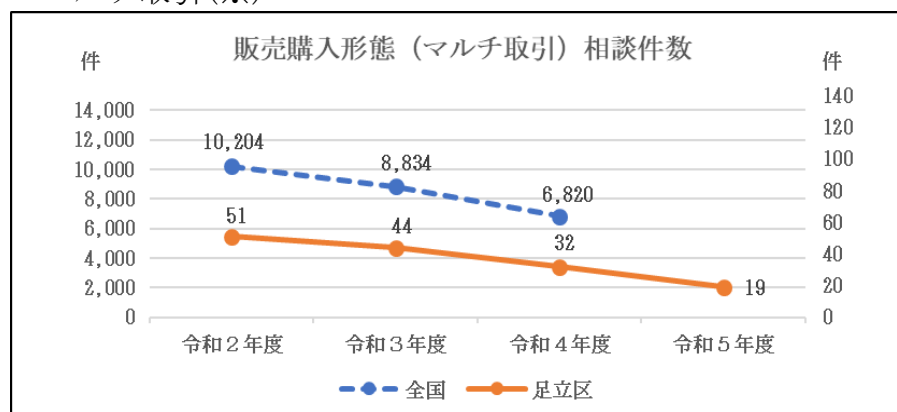
イ 今後も引き続き、他自治体の支援策を研究するとともに国や都の動向を注視しながら、区として対応可能な支援策を検討していく。

件名	5 受理番号 4 6 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情															
所管部課名	産業経済部 産業政策課															
陳情の要旨	消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法における訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引の抜本的改正を行うよう、政府等に意見書提出を求める。															
陳情者等	請願文書表のとおり															
内容及び経過	1 特定商取引法について 特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律である。 具体的には、「訪問販売・電話勧誘販売」「通信販売」「連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）」等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めている。															
	2 陳情に関わる消費生活相談の状況 全国：独立行政法人国民生活センター「2022年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NETより－」引用。なお、令和5年度の全国数値は8月公表予定。															
	(1) 年度別総件数 千件 年度別総件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>全国 (千件)</th><th>足立区 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年度</td><td>942,624</td><td>5,479</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>847,866</td><td>5,386</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>895,606</td><td>5,615</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>-</td><td>5,338</td></tr></tbody></table> 件	年度	全国 (千件)	足立区 (件)	令和2年度	942,624	5,479	令和3年度	847,866	5,386	令和4年度	895,606	5,615	令和5年度	-	5,338
	年度	全国 (千件)	足立区 (件)													
令和2年度	942,624	5,479														
令和3年度	847,866	5,386														
令和4年度	895,606	5,615														
令和5年度	-	5,338														
(2) 陳情に関わる特定商取引に関連する相談状況 ア 訪問販売・電話勧誘販売 千件 販売購入形態（訪問販売・電話勧誘販売）相談件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>全国 (千件)</th><th>足立区 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年度</td><td>124,470</td><td>556</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>123,838</td><td>698</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>113,033</td><td>688</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>-</td><td>760</td></tr></tbody></table> 件	年度	全国 (千件)	足立区 (件)	令和2年度	124,470	556	令和3年度	123,838	698	令和4年度	113,033	688	令和5年度	-	760	
年度	全国 (千件)	足立区 (件)														
令和2年度	124,470	556														
令和3年度	123,838	698														
令和4年度	113,033	688														
令和5年度	-	760														

イ 通信販売



ウ マルチ取引(※)



※ 商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態。

3 陳情に関わる消費者トラブル事例(消費者センターに寄せられた相談)

(1) 訪問販売・電話勧誘販売について

ア 新聞の勧誘員が度々来訪し、今回断りきれずに契約してしまったが解約したい。どうしたらよいか。

イ 強引な海産物の電話勧誘があり仕方なく購入したが、届いたものは金額には見合わない物だった。

(2) 通信販売について

ア SNSの広告を見て注文した化粧品が定期購入になっていて、届いた2回目の商品を返品しようと思ったが、4回受け取らないとやめられないと言われた。

イ インターネット通販でダイエット食品を買ったが、高価なためクーリング・オフしたいと申請したら、適用対象外と拒否された。

(3) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

ア 代理店に加入する人を紹介すると報酬が入る副業を友人から誘われた。登録料を支払ったが、稼ぐのは難しいと思い、やめたい。

イ 友人により儲け話があると誘われ、FXの自動売買ツールを契約したが、その後行ったセミナーで、人を誘うと報酬が得られると言われた。当初の説明とも異なり儲けもなく、解約返金希望。

	4 消費者センターにおける相談対応や啓発 (1) 寄せられた相談への助言や事業者とのあっせん等 (2) 消費者被害の多い事例への注意喚起のため、啓発紙等による周知 (3) 「訪問販売お断りステッカー」の作成・配布 (4) 大学生、高校生等への若者向け相談事例集やリーフレットの配付 (5) 地域・団体等への講師派遣（消費者教室） 5 陳情に関わる平成28年以降の特定商取引法の改正 （令和3年通常国会で成立した主なもの） (1) 通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 - ア 定期購入ではないと誤認させる表示等に対する直罰化 - イ 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設 - ウ 通信販売の契約解除の妨害に当たる行為の禁止 (2) 送り付け商法対策 - ア 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（改正前は消費者が14日間保管後処分等が可能 → 改正後は直ちに処分等が可能に）
--	--